

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県建設用・建築用金属製品その他の
金属製品製造業最低賃金専門部会議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

日時

令和4年10月6日（木） 午前9時53分～10時50分

場所

広島合同庁舎2号館6階7号会議室

出席者

【公益代表委員】

村上部会長、酒井部会長代理、車元委員

【労働者代表委員】

国友委員、高本委員、橋詰委員

【使用者代表委員】

谷口委員、中野委員、濱崎委員

【事務局】

石井賃金室長、毛利賃金室長補佐、坂本賃金指導官、山崎監察監督官
吉川労働基準監督官

議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県金属製品製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

毛利賃金室長補佐

それでは少し早いですが、ただいまから第1回広島県建設用建築用金属製品その他金属製品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。なおこれよりは当専門部会名を略しまして「金属製品製造業最低賃金専門部会」とさせていただきます。本専門部会は本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第(1)、部会長、部会長代理の選出についてまで私賃金室長補佐の毛利が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の委員に御出席いただいております。開催に当たっては最低賃金審議会令第6条第6項の定数を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。また当審議会の公開につきまして、さる9月22日から28日の間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日は初回ですので、議事に先立ちまして各委員の御紹介をさせていただきたいと存じます。お手元の別冊資料No.1に本金属製造業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、当名簿順に御紹介させていただきます。

(各委員紹介)

毛利賃金室長補佐

皆様ありがとうございました。ここで次に労働基準部長の前田よりご挨拶を申し上げます。本日前田が所用により欠席しておりますので賃金室長の石井よりご挨拶を申し上げます。

石井賃金室長

広島労働局労働基準部賃金室長の石井でございます。よろしくお願いいたします。本日は労働基準部長の前田が所用により欠席しておりますので、私が代わってご挨拶をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、広島県金属製品製造業最低賃金の専門部会の委員を御就任いただきまして、また本日第1回専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。広島県の最低賃金が8月5日に広島地方最低賃金審議会にて答申されまして、10月1日、930円、引上げ額31円ということで発効させております。それに伴いまして、お手元に一覧表ございますけれども、特定最低賃金についても今こういった一覧表にあるような状況となっております。この金属製品製造業の最低賃金は現在時間額が944円でございますが、今年も事業の公正競争を確保するという点から改正の申出がございまして、本日より委員の皆様にご具体的な調査審議を行ってお願いすることとなった次第でございます。特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格のものでございますので、全会一致の議決を目指して御審議をお願いします。また審議会開催日の日程調整につきましては、委員の皆様方には大変ご無理を申し上げているところではございますけれども、最低賃金の年内発効に向けての御審議につきましても御協力をいただけますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

毛利賃金室長補佐

ここで次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

毛利賃金室長補佐

ここでお手元の特定（産業別）最低賃金専門部会共通資料の共通資料No.3、通し番号の3ページ、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程を御覧ください。本専門部会はこの専門部会運営規程によって運営されることとなりますので、ご承知おきをお願いします。議事（1）部会長、部会長代理の選出についてに移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用する同項第24条第2項の規定により、部会長は公益を代表する委員の内から委員が選

挙する、とされております。公益代表委員にはあらかじめ御協議をいただいておりますので、部会長候補、及び部会長代理候補について賃金室長から御報告を申し上げます。

石井賃金室長

御報告申し上げます。金属製品製造業最低賃金専門部会におきましては公益代表委員による協議によりまして部会長候補として村上委員、部会長代理候補として酒井委員が選挙されています。以上でございます。

毛利賃金室長補佐

ただいま賃金室長から御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして皆様に御異議ございませんでしょうか。

異議なし。

毛利賃金室長補佐

はい、ありがとうございました。部会長に村上委員、部会長代理に酒井委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を御用意させていただきます。それでは村上部会長以後の議事進行をよろしくお願いします。

村上部会長

ただいま部会長に選出いただきました村上でございます。できる限りスムーズな審議進行を心がけてまいります。とはいえ公正な特定最賃の設定に努めたいとも思っておりますので委員の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、第1回専門部会の議事（2）広島県建設用建築用金属製品その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定についてに移りたいと思います。まず事務局から本日の資料説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

はい。それでは説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料にございますが、特定産業別最低賃金専門部会共通資料と別冊資料に分けて構成しております。まず特定産業別最低賃金専門部会共通資料につきましては、特定産業別最低賃金専門部会の共通に係るもので各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。また別冊資料につきましては、本金属製品製造業最低賃金に係る個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので説明は資料の紹介にとどめさせていただきます。なお特定産業別最低賃金を総称する場合は「特定最低賃金」、あるいは「特定最賃」と略して申し上げたいと思います。次に審議に当たりますご留意いただきたい事項について御説明いたします。一つ目として共通資料No.1、通し番号の1ページ、特定産業別最低賃金についてを御覧ください。すでに

ご承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり関係労使の自主性を尊重して決定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出において審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、労働協約ケースと公正競争ケースの2種類がございまして、本金属製品製造業最低賃金につきましては、配布しております「令和4年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和4年度特定最低賃金決定業種における協約上最も低い賃金額」とおり、公正競争ケースの要件をもって改正申出がなされています。審議に当たりましては、その点に留意いただければと思います。二つ目に改正決定の手続きでございまして、本年8月5日の第543回広島地方最低賃金審議会において改正決定の必要性有との答申がなされましたので共通資料No.2、通し番号2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。最後、三つ目に広島地方最低賃金審議会です承されました事項につきまして御説明いたします。共通資料No.4、通し番号の5ページ、「令和4年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定産業別最低賃金については全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図るものとする」とされております。また共通資料No.5の2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「③金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況については、共通資料No.7、通し番号の25ページ、「令和3年度最低賃金審議結果一覧」を御覧ください。下覧の表が特定最低賃金に関わる昨年度の審議成果の一覧でございました。この表の左から2列目に金属製品製造業がございまして、昨年、令和3年度におきましては、計3回の専門部会を開催し引上げ額21円、時間額944円の答申をいただいております。続きまして、共通資料No.8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められており議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き発言者名を議事録に付記させていただきますことを御了解いただきたいと思います。よろしく御願申し上げます。以上でございます。

石井賃金室長

それでは続きまして、私の方から広島県金属製品製造業最低賃金に係る各種の調査結果統計資料の概要につきまして、説明させていただきます。着座させていただきます。私の方で説明する資料は別冊資料となっております。別冊資料のNo.2、通し番号の2ページを開けていただけますでしょうか。これは現行の広島県金属製品製造業最低賃金の内容でございます。特定最低賃金に該当する業種について、基本となる日本標準産業分類表のどこに該当し、具体的にどのような業種が該当するの

かということを示したものを添付してございます。次に別冊資料No.3、通し番号21ページを開けていただけますでしょうか。これは令和3年度特定最低賃金の審議決定状況でございます。昨年の全国の金属製品製造業関係の最低賃金の一覧表となっております。続いて、別冊資料No.4、通し番号の22ページを御覧いただけますでしょうか。これは令和4年度最低賃金実態調査の概要ということで、建設用建築用金属製品その他の金属製品製造業につきましての実態調査の概要でございます。広島労働局で今年5月から7月にかけて県内の事業所に通信調査を実施した結果となっております。この調査は製造業、各種商品小売業、自動車小売業及び新聞業出版業につきましては1人から99人規模の事業所、これ以外の業種につきましては1人から29人の事業所の母集団から事業所を無作為に抽出した標本調査となっております。全数調査ではございませんので集計段階で母集団の数字に膨らませるための復元をして推計しているものとなっております。なお調査対象としました賃金は令和4年6月支払い分の賃金となっております。では、28ページを開けていただけますでしょうか。これは「最低賃金実態調査における分位偏差」を表したものです。各規模別の第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数ですが、これは時間額を低い順番から並べ、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして2分の1に位置する金額を示しております。各事業所規模別に示しておりますが最上段、これが全体の結果となっております。では次、1ページめくっていただきまして次は賃金分布図となっております。時間額と労働者累積人数のグラフとなっております。横軸が時間額、左縦軸が賃金帯に属する労働者数で、棒グラフで示しております。右縦軸が折れ線グラフの労働者数の累計を示しております。次のページを開けていただけますか。次のページも賃金分布図となっております、取り方が違い、縦軸に労働者の比率をとったものとなっております。次のページ、31ページにつきましては金属製品製造業の最低賃金の額と1時間当たりの平均賃金の推移となっております。次、33ページを開けていただけますでしょうか。これは事業所規模別の未満率の一覧となっております。未満率とは「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」となっております。規模ごとに時間額、944円を下回っている労働者の比率を示しております。では次、34ページを開けていただけますか。これは最低賃金引上げ試算表となっております。最低賃金を改定した場合、この改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合、つまり影響率を1円単位で示した表となっております。例えば現行の944円これを1円上げますと4.7%に影響が出るということとなっております。では次また1ページ開けていただいて35ページ、これは平成16年度からの金属製品製造業の最低賃金の引上げ額と引上げ率の一覧表となっております。私からは以上です。

村上部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から資料についての説明がございましたが、これらにつきまして何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。ではここで他府県の結審状況が分かれば事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

本日現在の結審状況なのですけれども、まだ結審しているところはございません。

村上部会長

ありがとうございました。それでは広島県金属製品製造業の最低賃金の改正決定について各側から意見表明をいただきたいと思います。各側意見表明の前に個別に協議をする時間は必要でしょうか。労側いかがでしょうか。

国友委員

大丈夫です。

村上部会長

使側いかがでしょうか。

中野委員

結構です。

村上部会長

はい、それでは協議の必要はないということですので、審議を続けたいと思います。それでは各側からの意見表明をお願いいたします。まず労側からお願いいたします。

国友委員

はい、それでは国友の方から労側の意見ということで、現状について少し御説明させてもらいたいと思います。また今年も金属製品の特定最低賃金の専門部会開催いただきまして誠にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。これも毎年、ここ2年3年お詫びさせていただいているのですが、なんとかして労働協約ケースということでやっていきたいということで、労働組合から各単組に最賃協定の申入れを締結していただきたい、というお願いをしながらこの取組をやってきたのですが、今回も公正ケースになりました。しかしながら、この申出をした時はちょっと足りなかったのですが、現在に至っては後程少し数字などを用いながら説明させていただきますが、現時点では全労働者の3分の1以上の協定というところまで、なんとか協定を締結することが現段階ではできております。従って次年度色々見ながら次年度においては、是非労働協約ケースで申し入れをできたらなど考えていると思いますのでよろしくお願いいたします。この専門委員会は、公益・使用・労働の三位が、それぞれの立場で広島県の金属製品製造業に関わる適正な最低賃金を締結する場であることを確認しております。様々な影響がある中での

審議となりますが、全会一致で建設的な議論を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。その中で、現在金属製品製造業産業を取り巻く環境としては、依然として材料の高騰等々により、収益につながる厳しい状況が続いているのは事実だと思います。金属製品製造業はブリキ缶及びその他メッキ板等製品一般金物類電熱器を除く加熱装置等々、様々な日本のモノづくり産業を根底から支える製品に関わっていると考えております。これらの企業の多くが中小企業で、極めて高度な技術を持つ人材が支えとなっております。その一方で、このような厳しい環境の中で働く従業員については、昨今、仕事のみならず仕事の高度化に伴い、労働負荷は従来にも増していると認識しており、懸命にがんばっている従業員の活力発揮に向け生活の安心安定の確保が重要と考えております。この金属製品の最低賃金は、他産業に比べて優位性は保っているものの、水準は地賃の方が年々高く上がっていますので、縮小傾向にあり、労働人口の減少が社会問題となっている中で、総務省の2021年の住民基本台帳人口移動調査報告によりますと、広島県の転出者数が転入者数を上回る転出超過率が7159人と、出ていく人の方が7200人くらい多いということですね。47都道府県の中で、広島県が最下位で一番人口が出ていくところが多い県となっています。また出生率も前年に比べ35.8%と大幅増となっており、この10年間で見ても7.5倍に拡大するなど、一般的に転出者が減った2020年などを除いてほぼ右肩上がり傾向にあるというふうに見えます。特に20歳から24歳をはじめとした若年層において、進学や就職のための首都圏等への転出超過が最も多くなっており、将来の県の労働力人口の低下が懸念されております。将来の広島県及び広島県の中の金属製品産業を担う優秀な人材を確保していくためには、賃金水準を向上させ、産業企業の魅力を高め、若年層をはじめとした人口流出に歯止めをかけ、広島県及び広島県金属産業の活力を持続的に維持向上し、持続可能な地域社会を構築するため、魅力ある都市づくりや、県内企業の生産性の向上、また県外からの帰還や企業などを呼び込み県外への人口の流出を抑制することが重要であると考えことから、是非この金属製造業の特定最賃の引上げを行っていきたいと思っております。あと労働側の代表として各委員を選出してしておりますので、そちらの方から一言ずつ意見を言わせていただきます。よろしくお願いたします。では高本委員からよろしくお願いたします。

高本委員

お疲れ様です。わが社では、昨年からなにかと原材料価格が高騰しまして、今月からも大幅な値上げになっております。過去に前例のない上がり方で、今後も上がる懸念があります。その中で、過去の値上がり分は、販売価格に転換できておらず、それどころか今月からも原材料価格の高騰がありますので、業績の方は不透明及び圧迫すると思われれます。しかしながら、賃金を上げていけないと人の流出、また人が入ってこない状況になりつつありますので、経営状況も無視できませんが、わが社の最低賃金を上げている状況であります。特定最低賃金の方も色々考える一面も

あるかとは思いますが、物価上昇もありますし、生活も苦しくなっておりますので特定最低賃金の方も上げてもらわないと困るところでございます。以上です。

国友委員

続いて橋詰委員をお願いします。

橋詰委員

橋詰です。先ほど労働局の方からも説明がありましたけれども、まだ今の現状の特定最賃金額の付近で働いておられる方がまだ多くいらっしゃいます。数字を見ましても、今の金額で215名の方がいらっしゃいますし、地賃や特定最賃をいろいろ審議されておりますけれど、1000円台に突入している特定最賃もございますので、1000円未満で見ましても、約600名位の方が金属製品、広島県にいらっしゃるなど資料上からも見えました。やはり、広島県の金属産業で働くすべての労働者の賃金と労働条件の底上げに寄与していく審議会でございますので、専門部会でしっかり議論をしなければならないと思っております。産業全体の魅力も高めていくことが広島県の経済にも寄与していくと思っておりますので、先ほどのお話に出ておりますが労働人口、労働力の人口減少しておりますので、産業と企業の発展には優秀な人材を確保していくことと、それから今いらっしゃる方、この定着をしっかりとしないとい、人が今なかなか産業に来ていただけない、モノづくりの産業に来ていただけない、こういった状況が、企業経営の方々も、しみじみ感じられておられると思っております。これから広島県の金属産業を発展させていこうと思うと、若い方に来ていただくようにしないと、今若い方はモノづくり産業に来てくださる方は非常に少なくなってきました。そういう意味合いで言いますと、今いらっしゃる方の定着をしっかりとしておかないと、世の中の賃金相場が本年度は地賃も含めて大きく変わってきているので、今いらっしゃる方が、先ほどもありますように流出しないように企業も努力されていると思っておりますが、そういうところでしっかりと考えていかないといけないと思っております。取巻く環境は、今言われるように金属製品に関わらず、どこの産業も厳しいのは世の中の常識というか材料費も高騰しておりますので、なかなか価格に転嫁して企業の利益に結び付けるといのは非常に難しい状況が続いているというのは事実です。ただ最低賃金も、法で縛りを掛け、企業へのペナルティを科すものであるため、引上げ率の水準については一定の限界があるのだらうと思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、世の中の賃金相場が変わっている以上は、見直していくことは当然必要となってくるというふうに思いますので、金属産業が衰退しないよう、金属産業の魅力が低下しないよう、労働力人口減少社会におけます優秀な人材の獲得と産業企業の発展、それから先ほど申し上げましたように、ひいては広島県の経済の成長にもつなげていく必要があると思っておりますので、この辺りを意識して、今回の金額改正に向けた議論を使用者側の皆さんと合意形成を図りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。私の方からは以上です。

村上部会長

ありがとうございました。それでは次に使側から意見表明をお願いいたします。

中野委員

私の方から今回臨ませていただく基本的な部分の内容について発言をさせていただければと思います。今回の資料、御用意いただいている日銀の短観とかで「景気は持ち直しつつある」ということが言われていて、活字の錯覚で景気は良くなったかと思われても困るので、最悪の状態から上がりつつある、ということで理解をしておいていただければと思います。今労側の方から色々御発言があつて、労働力人口が少なくなる、県外に出ていくということは実際にございますけれど、それがこの業種かということなので全体的な状況はそうだと思うけれど金属の部分が果たしてそうなのかということです。運動論としてお話されるのは別に構いませんが、しかしながら我々は、業種の企業の中の一番脆弱である中小零細小規模事業主のところを対象に、あくまで最低賃金でございますので、そういった部分の基本に対応させていただくということでございますので、まだまだコロナの状況も、収束に向かいつつあるかどうかわかりませんが、まだ重くのしかかっていますし、この間ロシアの侵攻の部分も長引いていて大変だということで、企業とすれば、そういった部分は、まだまだ重くのしかかっている状況でございますので、そういったときに固定費となる賃金、最賃を上げるというのは、企業をつぶす恐れもあるということなので、今中小零細企業小規模事業主を支援する方策とすれば、賃金を上げないこととされているところです。そういった部分を基本に今回対応させていただければと思っています。以上でございます。あと業界の方から御発言をお願いいたしますのでよろしくをお願いいたします。

濱崎委員

当社は、グレイチングという金属製品を作っているメーカーなのですが、グレイチングというのは分かりやすく言うと道路の側溝の内蓋ですね、網目状のものがかかっていると思いますがあれを作っているメーカーなのですが、直近で言うと受注条件についてはあまりコロナの影響を受けずに堅調には推移しているのですが、先ほど労側からのお話にもありました通り、材料が凄いい勢いで上がってきていまして、原材料ですね、貴金属もそうですけれど上がってきていまして当然値上げはしているのですが、先ほど言われた通り追いかけて、材料の値上がりで値上げが追いかけてしている状況で、しかも値上げの方は大体後追いのものですから、収益的には1、2年後追いで非常に厳しい状況が続いているところです。材料費については、今のところ中国が少し落ち着てはいるのですが、先行きについてはまた少し上がってくるのかなと思っていますのでございます。人の採用という話もありましたけれども、採用につきましては、当社もなかなか苦労しておりまして、先日ネットとかを見ると、ニコンさんが年収を2割引上げますとかとい

う景気のいい記事が出ていますけれども、先ほどおっしゃったように、人件費は固定費なので一度上げると下げることがなかなか難しいというか、ほぼできないという観点から、最低賃金という人の確保というのはあるのですけれども先行きがもう少し明るくないと、なかなか企業としては賃金を上げていくというのはなかなか厳しいというように思っているところでございます。そうした中で、近年は政府主導で最低賃金をどんどん上げられていますけれども、正直言って上がってくるのは構わないと思うのですけれどももう少しペースを考えてほしいというのが企業として、私どもとしての本音でございます。当然、人の確保もそうですし、日本全体の購買力が下がっているということですから賃金が上がることで自體仕方がないですけれども、企業はそれに合わせて売価もそうですけれどもそういったものが追いついていくペースで上げていてもらいたいというのが本音でございます。そういった中で、今回交渉させていただくのですけれども、企業としては厳しいというのを強調せざるを得ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

谷口委員

豊国工業の谷口と申します。先ほど来、経済情勢につきましては労側の方も含め共通認識がおりかと考えております。そういった中で、商工労働局さんがまとめた資料の中には、「緩やかに持ち直している」という概要でまとめられていらっしゃるけれども、国内の企業の物価指数につきましては前年対比でプラス9.0%というところで、一方消費者物価指数は前年度比3%上昇、何が言いたいかといいますと、企業が先んじて物価上昇の方を吸収して雇用を確保しているということが、お伝えしたいところでございます。これからウクライナ侵攻とか円安とかそういった影響で原油、天然ガス資源、原材料につきましても、上昇する基調には間違いのない、ということは共通の認識だと思います。こういった中で、我々が中小零細企業も含めまして雇用を確保するということになりましたと、この変化に沿われるということが、とても重要になってきます。ということは、先んじて吸収しているコストをいかに企業が延命させていただいて、雇用を確保する中で企業を成長させていただくか、というのが企業の使命でございますので、そういった中で急激な賃上げとかいったものの問題というのにつきましては、引き続き慎重なご判断をお願いしたいと思っております。以上です。

村上部会長

はい、ありがとうございました。ただいま労使双方から現状の御認識、そして特定最賃の改正審議に当たっての御意見が表明されました。各側の意見表明を踏まえてお互いに御質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、労側いかがでしょうか。なにか御質問ございますでしょうか。

橋詰委員

すみません。企業同士では今お話しされたようなお話でいいのだろうと思います。ただこの場は前年度のお話をしましたが、広島県の産業という視点で物を見ていくというのが大事だと思いますので、もちろん個別労使協議的なお話も必要かと思いますが、もう少し大局的に物事を大きく見ながらやっていきたいと思っています。雇用を守るというのは、企業の責任ということもおっしゃられました通り、我々もそこは重視しております。その中で世の中の変わっている状況の中で今最低賃金の付近で働いている方も他の産業に行ってもらおうと、今企業の人材もなかなか整わない中で必要な方なので、この方々の定着をいかにどう図るかというところと、それに相応しい世の中変わっていけば金属製品も少し金額の改定も今言われるように、いっぺんにいくと私も大変だと思います、影響が大きいので。上げ幅を考えていくということだと思いますので、是非この辺のところ答えを出していきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

村上部会長

ただいまの御意見に対しまして、使側からなにかございますか。

中野委員

労側の考えなので構わないのですが、上げる余裕がない事業主の方から見れば、じゃあ我慢してくれよという話になります。それぞれの運動論として話されるから、今の御発言されることに対して問題はございませんけれど、事業主から見れば、そうではないよということで先ほどの資料の中でも、これが公正競争なので944円でありまして、労働協約だったら1000いくらというのがあって、私どもとすればこの業種が労働協約で今新しく仕事をもったら3分の2になるのですかね、3分の1ではできないですよ、たぶん。よくわからないけど。それで労働協約でお申し込みをされてくるのであれば、金額自体は労働協約で結ばれている金額に近いところでお話させてもらうことはできますけれど、まだまだこれで公正競争なので、最低でも先ほど申しました我々は脆弱な小さいところに目線を置いて対応をさせていただこうということなので、御理解いただければというふうに思っています。

村上部会長

ただいまの御発言の中に、労働協約3分の1あるいは3分の2必要なのではないかと、というご指摘があったのですが、現状実際どうなのか、もしお分かりであれば事務局発言をお願いします。

中野委員

間違っていたらすみません。公正競争から労働協約に変えるときに、どうなのか。認識について、私が間違っていれば申し訳ないのですが、公正競争から労働協約ケースに変える場合に3分の1ではなくて3分の2ではなかったかなと思っていますだけで、それが勘違いであったら申し訳ありません。次回でも構いません。

石井賃金室長

確認して、次回ご返答させていただきます。

村上部会長

次回までに確認をしていただいて教えていただければと思います。使側、他の委員から何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは今双方のご意見等伺いました。労側使側共に原材料の価格の高騰等で厳しいという認識と、販売価格の転換が困難、後追いになっているという認識は一致しておられたかと思います。ただ、労側としては産業という視点で見ていくということが大事である、ということで労働力人口が減っており広島県の転出超過率も最下位であるというような状況、そして特定最賃近くで働いている方が一定数いるということ、更には、今いる人の定着を図り、若い人に来ていただくということが大切であることなどから、産業別の今回の特定最賃を上げていくということが必要である、というご意見であったかと認識をしております。そして使側でございますけれど、こちらはコロナ、ウクライナ、ロシアの状況が非常に不確実であり、原材料の高騰等で不確実性が非常に高い中、固定費である賃金、そして最低賃金を上げることは今そういう時期ではないというお話があったかと思います。採用では確かに苦勞しているのだけれど、今は雇用確保をしていくということが大事である、というご意見であったかと思います。この認識で間違いございませんでしょうか。はい、それではそのようなご認識の下で、本日具体的な金額提示が可能かどうかをお伺いしたいと思います。まず労側、具体的な金額提示は可能でございますでしょうか。

国友委員

はい、大丈夫です。

村上委員

ここで、労側より金額提示をされるとのことですので、傍聴人は入っていませんが、これからの議事は非公開といたします。それではお願いいたします。

以下、非公開